

「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例の制定について」 に寄せられた意見と検討結果

【パブリックコメント実施期間】 令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）まで

【担当部局】 保健福祉部障がい福祉課

【意見提出者】 1人

【意見件数】 3件

【意見への対応】	採用：	意見に基づき原案を修正するもの	0件
	一部採用：	意見に基づき原案を一部修正するもの	0件
	不採用：	意見を原案に反映しないもの	0件
	記載済：	既に原案に盛り込まれているもの	0件
	参考：	原案に盛り込めないが今後参考とするもの	0件
	その他：	ご質問・ご意見として伺うもの	3件

【意見の検討経過】 令和6年1月5日から令和6年1月12日まで、意見の要旨に関連する課の意見を参考にしながら当課で協議を行い検討結果を作成。

令和6年1月15日付の市長決裁にて検討結果を最終決定し、令和6年2月9日に開催される令和5年度第6回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会にて同検討結果を報告する。

「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例の制定について」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	条例については賛成する。	その他	ご意見として承ります。
2	今年（2023年）の選挙の際、義父は視覚障がい者なのだが、近くの会館の投票所に点字器が用意されていなかった。全ての投票所に点字器を用意してほしい。	その他	点字器については、投票所に必ず1つずつ備え付けられています。 また、投票における介添えや代理投票などが必要な方につきましては、選挙事務従事者までお申し付けくだされば対応しております。今後は、必要な方に必要な支援が行き届く投票所となるようこれらの周知を含め、誰もが投票をしやすい環境づくりに努めて参ります。
3	視覚に障がいのある人のための音の出る信号機が石狩市には少ないので増設をお願いしたい。	その他	音の出る信号機については、現在市内に3か所設置されています。警察庁交通局が定める設置場所の基準の中で、優先的に設置すべき場所として、視覚障害者の利用頻度の高い施設（駅、役所、視覚障害者団体等が在る施設、特別支援学校、リハビリテーションセンター、病院、障害者スポーツセンター等の社会福祉施設等）の周辺で視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道などと規定されています。 設置基準と照らし合わせ、石狩市視覚障がい者協会等と連携し、設置が必要な横断歩道等がある場合は、警察等関係機関と協議して参ります。